

財政状況等一覧表（平成19年度）

（単位：百万円）

団体名 勝央町

標準税収入額等 A	普通交付税額 B	臨時財政対策 債発行可能額C	標準財政規模 A+B+C
2,087	1,243	159	3,489

1. 一般会計等の財政状況

（単位：百万円）

会計名	歳入	歳出	形式収支	実質収支	他会計等からの繰入金	地方債現在高	備考
一般会計	5,035	4,775	260	194	175	7,642	
住宅新築資金等貸付事業特別会計	21	72	△ 51	△ 51	-	50	
勝田郡介護認定等審査会特別会計	3	3	1	1	-	-	
勝田郡精神障害者地域生活支援事業特別会計	16	16	0	0	-	-	
一般会計等	5,011	4,801	210	144		7,692	

2. 公営企業会計等の財政状況

（単位：百万円）

会計名	総収益 (歳入)	総費用 (歳出)	純損益 (形式収支)	資金剰余額／不足額 (実質収支)	他会計等からの繰入金	企業債(地方債)現在高	左のうち一般会計等繰入見込額	備考
上水道事業会計	563	37	526	526	1	1,092	3	法適用
宅地造成事業会計	28	24	3	0	25	-	-	
公共下水道事業特別会計	1,397	1,301	96	80	453	6,130	4,272	
農業集落排水事業特別会計	138	134	5	5	127	2,020	1,663	
国民健康保険事業勘定特別会計	1,181	1,130	50	50	92	-	-	
老人保健会計	1,554	1,554	0	0	127	-	-	
介護保険特別会計	973	911	61	61	102	-	-	
公営企業会計等 計				722		9,242	5,938	

- (注) 1. 法適用企業とは、地方公営企業法を適用している公営企業である。
 2. 法適用企業に係るもの以外については「総収益」「総費用」「純損益」の欄に、それぞれ「歳入」「歳出」「形式収支」を表示している。
 3. 「資金剰余額／不足額(実質収支)」は、地方公共団体財政健全化法に基づくものであり、資金不足額がある場合には負数(△～)で表示している。
 4. 「左のうち一般会計等繰入見込額」は、企業債(地方債)現在高のうち将来負担比率に算入される部分の金額である。

3. 関係する一部事務組合等の財政状況

（単位：百万円）

一部事務組合等名	総収益 (歳入)	総費用 (歳出)	純損益 (形式収支)	資金剰余額／不足額 (実質収支)	他会計等からの繰入金	企業債(地方債)現在高	左のうち一般会計等繰入見込額	備考
岡山県市町村総合事務組合	11,989	11,149	839	839	2,262	-	-	一般会計
岡山県市町村総合事務組合	1,177	995	182	182	-	-	-	貸付金特別会計
岡山県市町村総合事務組合	47	46	1	1	47	-	-	脱退還付金特別会計
岡山県市町村総合事務組合	10	5	6	6	-	-	-	交通災害共済特別会計
岡山県後期高齢者医療広域連合	1,242	1,233	9	9	-	-	-	一般会計
岡山県広域水道企業団	4,467	6,331	△ 1,864	4,578	1,679	53,362	106	一般会計
岡山県市町村税整理組合	68	66	2	2	2	-	-	一般会計
津山広域事務組合	52	46	7	7	2	-	-	一般会計
津山広域事務組合	14	10	4	4	-	-	-	ふるさと振興事業特別会計
津山圏域消防組合	2,410	2,358	52	52	39	2,133	91	一般会計
勝英衛生施設組合	201	188	13	13	-	65	48	一般会計
津山圏域東部衛生施設組合	286	230	56	56	-	425	98	一般会計
勝田郡老人福祉施設組合	187	167	20	20	-	325	64	一般会計
勝田郡老人福祉施設組合	18	18	0	0	-	-	-	訪問介護事業所特別会計
勝英農業共済事務組合	569	562	7	7	-	-	-	法適用
一部事務組合等 計				5,776		56,310	407	

4. 地方公社・第三セクター等の経営状況及び地方公共団体の財政的支援の状況

（単位：百万円）

地方公社・第三セクター等名	経常損益	純資産又は 正味財産	当該団体からの 出資金	当該団体からの 補助金	当該団体からの 貸付金	当該団体からの 債務保証に 係る債務残高	当該団体からの 損失補償に 係る債務残高	一般会計等 負担見込額	備考
(有)アグリスポット岡山	7	68	30	9	-	-	-	-	
(財)金太郎スポーツ振興財団	0	81	45	-	-	-	-	-	
地方公社・第三セクター等 計			75	9	0	0	0	0	

(注) 損益計算書を作成していない民法法人は「経常損益」の欄には当期正味財産増減額を表示している。

5. 充当可能基金の状況

(単位:百万円)

充当可能基金名	平成18年度 A	平成19年度 B	差引 B-A
財政調整基金		400	
減債基金		1	
その他充当可能基金		254	
充当可能基金計		655	

(注)「充当可能基金」とは、基金のうち地方債の償還等に充当可能な現金、預金、国債、地方債等の合計額をいい、貸付金及び不動産等を含まない。

6. 財政指標の状況

財政指標名	平成18年度 A	平成19年度 B	差引 B-A	早期健全化 基準	財政再生 基準	資金不足比率 (公営企業会計名)	平成18年度 A	平成19年度 B	差引 B-A
実質赤字比率	5.00	4.11		△ 15.00	△ 20.00	上水道事業会計		146.3	
連結実質赤字比率		24.80		△ 20.00	△ 40.00	公共下水道事業特別会計		46.2	
実質公債費比率	18.5	19.1	0.6	25.0	35.0	農業集落排水事業特別会計		66.9	
将来負担比率		199.4		350.0		宅地造成事業特別会計		0.0	
財政力指数	0.583	0.576	0.0						
経常収支比率	83.3	85.9	2.6						

(注) 1. 「実質赤字比率」・「連結実質赤字比率」・「資金不足比率」は負数(△～)で表示しており、収支が黒字の場合には便宜的に当該黒字の比率を正数で表示している。
2. 「資金不足比率」の早期健全化基準に相当する「経営健全化基準」は、公営競技を除き、一律 △20%である(公営競技は0%)。